

# 運営指導結果及び主な指摘事項について

令和8年5月11日

山梨県障害福祉課

# 次 第

1. 令和7年度運営指導結果について
2. 主な指摘事項について

# 1. 令和7年度運営指導結果について

# 令和7年度運営指導結果について

	居宅系	日中サービス系	障害者支援施設	共同生活援助	障害児通所系
事業所数	96	188	24	90	121
計画数	34	65	12	34	46
実施数	21	56	12	23	36
実施率	61.8%	86.2%	100.0%	67.6%	78.3%

## 2. 主な指摘事項について

# 主な指摘項目

## ▶ 報酬の過大請求

### ① サービス管理責任者の欠如

サービス管理責任者実践研修を受講していないため、サービス管理責任者が欠如している状態が見受けられた。また、欠如となった日から個別支援計画を作成していない状態となっていた。

### ② 福祉専門職員配置等加算

福祉専門職員配置等加算の要件（例：職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合を規定以上とする）を満たさないにもかかわらず、加算請求が行われていた。

### ③ 夜間支援等体制加算

加算の要件（夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保したうえで所定の要件を満たしている場合）を満たさないにもかかわらず、加算請求が行われていた。

# 主な指摘項目

## ▶ 勤務体制の確保等

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化されていなかった。

事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

- 基準省令：第68条第4項他
- 解釈通知：第四の3（17）他

# 主な指摘項目

## ▶ 運営規程

運営規定に記載すべき虐待防止のための措置に関する事項のうち、責任者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制について記載されていなかった。

事業者は、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な以下の措置について、あらかじめ運営規程に定めることとする。

ア 虐待の防止に関する責任者の選定

イ 成年後見制度の利用支援

ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

オ 基準第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会」の設置等に関すること

- 基準省令：第89条他
- 解釈通知：第五の3（8）

# 主な指摘項目

## ▶ 身体拘束等の禁止

身体拘束の適正化を図るための措置について、委員会の設置・開催、指針の整備および研修の実施を行っていなかった。

事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

- 基準省令：第35条の2第3項他
- 解釈通知：第三の3（26）

# 主な指摘項目

## ▶ 秘密保持

業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らさないことについての誓約書を徴したことが確認できない従業者がいた。

事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- 基準省令：第36条第2項
- 解釈通知：第三の3（27）

# 主な指摘項目

## ▶内容及び手続きの説明及び同意

重要事項説明書に記載すべき項目のうち、提供するサービスの第三者評価の実施状況について記載されていなかった。

事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、**当該事業所の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等**の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 基準省令：第9条他
- 解釈通知：第三の3（1）

# 主な指摘項目

## ▶ 掲示

提供するサービスの第三者評価の実施状況についての掲示がなされていなかった。

事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 基準省令：第35条、第92条他
- 解釈通知：第三の3（25）、第五の3（11）

# 主な指摘項目

## ▶衛生管理

衛生管理のための指針の整備、委員会の設置、研修の実施が行われていなかった。

事業者は、事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  
→居宅系はおおむね6月に1回以上、それ以外はおおむね3月に1回以上
- 二 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。  
→居宅系は年1回以上、それ以外は年2回以上

- 基準省令：第90条第2項他
- 解釈通知：第四の3（20）

# 主な指摘項目

## ▶定員の遵守

定員を超えてサービスの提供を行っていた期間が散見された。

事業者は、利用定員を超えてサービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 基準省令：①第69条、第124条他  
②第43条
- 解釈通知：③第四の3（18）  
④第三の3（40）

# 主な指摘項目

## ▶安全計画の策定等

障害児の安全の確保を図るための計画が策定されていないため、事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。

事業者は、障害児の安全の確保を図るため、当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 基準省令：第40条の2他
- 解釈通知：第三の3（30の2）他

# 運営指導結果及び主な指摘事項について

ご静聴ありがとうございました。

令和8年5月11日

山梨県障害福祉課